

令和5年度

社会福祉法人雫石町社会福祉協議会事業計画

近年、雫石町においても、超高齢社会・人口減少の進行等に加え、コロナ禍の3年間において、今まで構築されていた地域住民同士の支え合いの場や地域活動の休止や見直しといった影響により、人と直接会う機会が減少し、孤立感や疎外感が強まり、地域における生活・福祉ニーズは複雑化・多様化しています。

こうした中、雫石町社会福祉協議会では、地域活動への再開に向けた支援、新たな困窮者への支援等、従来と異なる状況から課題を捉え、地域住民をはじめ、関係機関・団体とともに、地域課題や生活課題の解決に向け取り組みます。

また、令和5年度は、第2次地域福祉活動計画最終年度であることから、この9年間での取り組みの成果を次期、福祉のまちづくりの基本的な指針となる第3次地域福祉活動計画につなげていく年でもあります。

新型コロナウイルス感染症により社会が大きく変容し、住民の価値観が変化するなかにあっても、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを目指すという基本的な方向性は変わりません。引き続き、計画に位置付けられた取り組みを着実に実施します。併せて、新たに取り組むべき課題やニーズを的確にとらえ、本会が持つ幅広いネットワークを活かし、地域住民や関係機関・団体をはじめ、企業やNPO等と連携協力しながら、迅速かつ柔軟に対応していきます。

みんなが安心して暮らせる地域づくりの推進

住民の積極的なボランティア活動の推進

雫石町社会福祉協議会基本理念

『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり』

みんなが安心して利用できる福祉サービスの充実

みんなが安全に暮らせるまちづくり

* 基本理念・基本目標は「第2次雫石町地域福祉活動計画」より

栗石町社会福祉協議会重点事業

※各重点事業の横に種別を記載

- 法人…法人運営事業 ○地域…地域福祉活動事業 ○援護…援護活動事業
○VOC…ボランティア活動センター事業 ○団体…団体事務事業(日赤・共募含む)
○介護…介護保険事業

1. 法人運営の基盤強化

法人

法人運営の基盤整備を進め、経営体制の強化に取り組みます。

- (1) 理事会の開催(年6回予定)
- (2) 評議員会の開催(年2回予定)
- (3) 監査会の開催(年6回予定)
- (4) 外部監査の開催(年4回予定)
- (5) 情報公開及び苦情処理の解決に向けた迅速かつ適切な対応
- (6) 職員研修の実施による意識啓発と適正な職員配置
- (7) 役職員研修の実施
- (8) 総合福祉センターの適正な管理運営
- (9) 県央地区社協との連携強化

2. 経営基盤の安定と強化

法人

中長期の経営計画を策定し、コンプライアンスを徹底すると共に、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築します。

個人及び法人の社協会員数が停滞し、各種募金額等が減少する中で、公益性・信頼性の高い、効果的・効率的な事業活動を展開するためにも、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理・会計処理を行うとともに、外部監査の積極的活用により、事業・財務に関する外部からのチェック機能を強化します。

また、福祉サービス利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、利用者、地域とのコミュニケーションを図り、積極的な情報開示、情報提供等に努め、説明責任を果たします。

3. 地域の福祉力の強化

地域

地域における福祉活動への理解を深め、住民主体の地域福祉活動や支え合い体制づくりを推進します。

《主な実施事業》

- ① 雫石町社会福祉大会の開催
- ② 新年交賀会の開催
- ③ お互いさま情報交換会への参加
- ④ 町内福祉施設連携事業
- ⑤ 生活支援体制整備事業(町受託事業)
- ⑥ 第3次地域福祉活動計画の策定(新規)

4. 福祉サービスの提供

地域

住民一人ひとりが地域社会から孤立することなく、地域で安心して生活できるよう、町社協が中核となり、地域支援者と各ボランティア団体等が一体となり、地域の生活課題に対応する各種サービスの提供・支援に努めます。

また、現行の制度で対象とならない、対応できないといったニーズや、制度で想定していなかった新たな福祉課題・生活課題に柔軟に対応できるよう取り組みます。

《主な実施事業》

- ① おでかけ援助サービス事業
- ② 在宅昼食サービス事業(町受託事業)
- ③ 車いす貸出事業
- ④ 日常生活自立支援事業
- ⑤ 金銭管理サービス・財産保全サービス事業
- ⑥ 生活支援サービス事業「ちょい助」
- ⑦ 救急医療情報キット作成事業
- ⑧ 鍵預かりサービス事業(仮称:新規)
- ⑨ 一人暮らし高齢者招待会(鶴の会)の開催
- ⑩ 一人暮らし高齢者おたより運動の実施(『白やぎさん』ホッとレター事業)
- ⑪ 放課後児童クラブ事業の運営(町受託事業)
- ⑫ 子ども一時預かり事業の実施
- ⑬ 一人親家庭子育て応援事業の実施(託児事業の一部助成)
- ⑭ チャイルドシート等貸出事業の実施

誰もが気軽にボランティア活動に参加できる機会を創出し、様々な体験交流を通じ住民一人ひとりが自分のできることについて考え、助け合い支え合う地域共生社会の担い手である意識を高めることができるよう、ボランティア活動への推進に取り組みます。

《主な実施事業》

- ① ボランティア活動センターの運営
 - ◎ ボランティアコーディネーターの設置
 - ◎ 住民・学校・企業・市民活動団体等からのボランティア活動に関する相談・調整
 - ◎ ボランティア活動保険のPR、加入促進、業務代理
 - ◎ ボランティア運営協議会の開催(年2回予定)
 - ◎ ボランティア情報紙『ぼらっと』の発行(年6回全戸配布)
 - ◎ SNSを活用したボランティア情報の発信
- ② ふれあいサロン事業の推進
 - ◎ ふれあいサロン助成金の交付
 - ◎ ふれあいサロンスタッフ研修会
- ③ ボランティア団体等への支援
 - ◎ ボランティア団体等活動助成金の交付
 - ◎ ボランティア団体交流会(新規)
 - ◎ ボランティア情報の提供
- ④ ボランティアフェスティバルの開催
- ⑤ スノーバスターズ事業・雪んこ見守り隊の実施
 - ◎ スノーバスターズ(有償活動)
 - ◎ 雪んこ見守り隊(1月・2月の毎週土曜日午後の安否確認活動)
- ⑥ 福祉教育(学校・地域向け)出前講座の実施
 - ◎ 学校向け出前講座
 - ◎ 地域コミュニティ組織・ふれあいサロン向け出前講座(レクリエーション・福祉防災講座等)
 - ◎ 世代間交流の場の提供
 - ◎ 出前講座の企画・連絡調整・講師斡旋
- ⑦ 災害に対する平時からの備えと災害時支援活動の実施
 - ◎ 災害に備えての災害ボランティアセンター設置訓練の実施及び運営体制の整備
 - ◎ 災害ボランティア事前登録者の拡充
 - ◎ 各種災害ボランティア研修会への参加・スキルアップ

◎ 平時からの関係機関・団体との連携

6. 相談支援事業の充実

援護

基本目標の『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり』を具体化するため、できるだけ身近な地域で生活課題を解決できる支援を実施します。

《主な実施事業》

- ① 雫石町心配ごと相談所事業の実施(年12回開催)(町受託事業)
法律相談・障がい者相談・人権相談・介護相談・よろず相談・就労準備相談・
金銭管理相談・生活困窮者相談
- ② 生活困窮者等相談事業の実施(町受託事業)
- ③ 各種相談窓口の設置(随時)
- ④ 生活福祉資金の貸付
- ⑤ 助け合い金庫の活用と貸付後の世帯指導
- ⑥ フードドライブの実施

7. 広報活動の強化

地域・VC

広報活動は、福祉活動を展開するうえで、重要な情報伝達手段であります。町社協の福祉施策の周知や地域福祉の課題を提起すること等において、重要な役割を担っており、町社協の顔とも言えることから各種広報等の内容の充実に取り組めます。

《主な実施事業》

- ① 機関紙「社協だより」の発行(年3回発行)
- ② 事業実施などの周知用チラシ、パンフレットの各世帯配布(随時)
- ③ 町社協ホームページや SNS を活用した情報発信(随時)
- ④ 総合福祉センター館内パンフレットの更新

8. 福祉関係機関・団体に対する支援

団体

福祉関係機関・団体等との連携や協力を得て、基本目標の『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり』を推進していくためにも次の団体の支援を行います。

〔支援団体〕

- ・ 雫石町共同募金委員会
- ・ 雫石町民生委員児童委員協議会
- ・ 雫石町老人クラブ連合会
- ・ 日本赤十字社雫石町分区
- ・ 雫石町身体障害者福祉協会

9. 居宅介護支援事業の適正運営

介護

町社協の特性を活かし、地域ニーズの把握とボランティア活動者等の人的なつながりを通じて、介護保険制度の理念に沿って、個々の利用者に対して自立支援を促進する居宅のケアマネジメントを行います。

介護支援専門員一人ひとりが組織の一員として居宅介護支援事業所の管理運営の実態を把握し、法令遵守、サービスの質の向上を行います。

また、感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供できるよう、令和5年度は業務継続計画（BCP）の策定を行います。

令和5年度

社会福祉法人雫石町社会福祉協議会 西山保育園 事業計画

I. 保育理念

西山保育園は「児童憲章」「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」「子どもの権利条約」に基づき子どもの人権や主体性、個性を尊重した保育を行います。

- ・子どもの最善の利益の保証
- ・子どもの福祉の積極的な増進
- ・保護者に信頼される温かな支援
- ・地域の子育て支援の充実
- ・専門職としての資質の向上

II. 基本方針

保育園は、「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」に基づいて養護、教育の意識を深め、子ども一人ひとりの家庭環境や発達過程等育ちを考慮し、質の高い保育を提供します。

保護者や地域の皆様と信頼関係を結び、子どもを取り巻く環境やニーズの変化に対応し、地域における子育ての支援を行います。

III. 西山保育園 保育目標 明るく！楽しく！元気よく！

1. 自然の中で友だちと仲良く遊ぶ子ども
2. 優しく思いやりのある子ども
3. 自分で考え、進んで行動する子ども

IV. 西山保育園 食育目標

1. 楽しく食べて、健康な心と体を育てよう

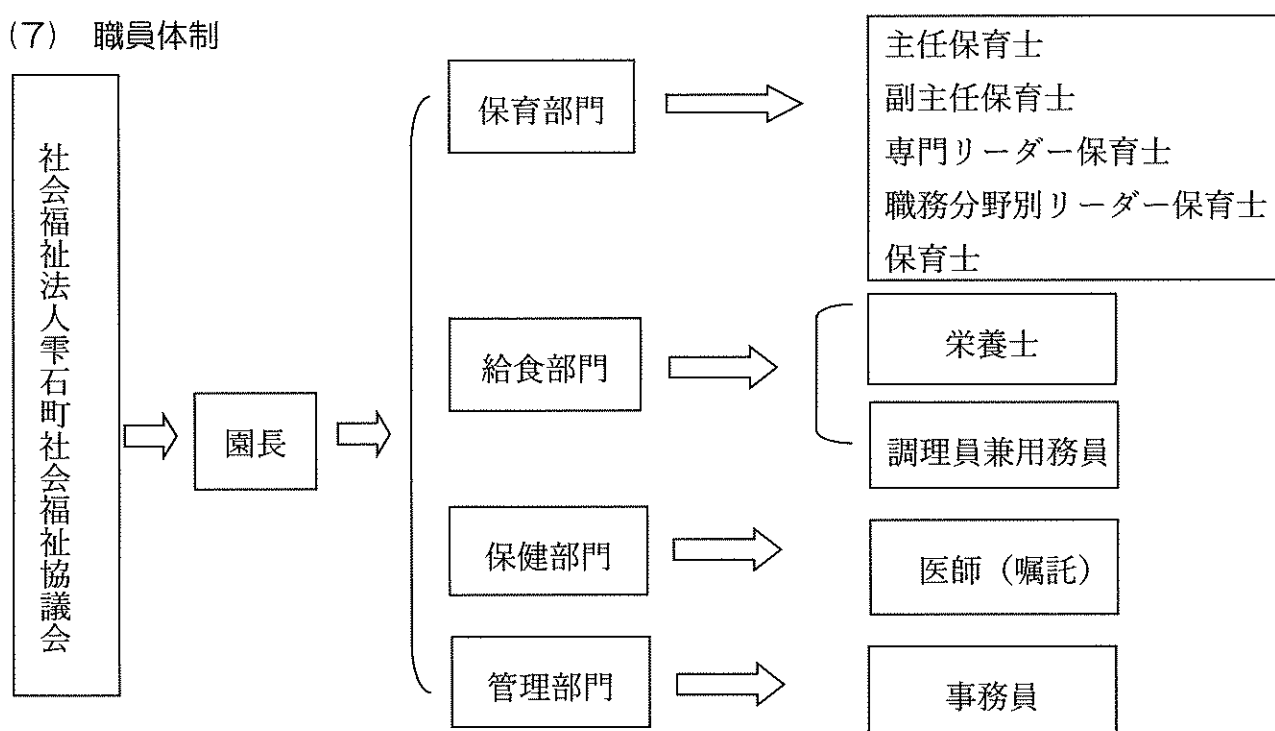
1. 施設の概要

- (1) 施設名 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会 西山保育園
- (2) 所在地 岩手県岩手郡雫石町長山猿子 98 番地 3
- (3) 電話FAX 019-693-3322
- (4) 開園日 平成 22 年 4 月 1 日
- (5) 施設規模 建物 454.75 m² 敷地面積 3204.73 m²
- (6) 園児 (定員 50 人)

令和 5 年度 4 月 1 日からの児童受入予定数

入所児童数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
令和 5 年度	3 人	6 人	10 人	12 人	9 人	14 人	54 人

(7) 職員体制



(8) ○開所時間

午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分

○保育時間の区分

- ① 【保育標準時間】
 - ・保育時間 開所時間内の 11 時間
 - ・延長保育時間 午後 6 時 15 分～午後 7 時 15 分
- ② 【保育短時間】
 - ・保育時間 開所時間内の 8 時間まで
 - ・延長保育時間 保育時間内の 8 時間を越えた時間～午後 6 時 15 分まで

(9) 職員

(単位：人)

職名	園長	主任 保育士	副主任 保育士	専門 リーダー 保育士	職務分野別 リーダー 保育士	保育士	栄養士	調理員	事務員	医師 嘱託
常勤	1	1	2	2	2	4	1	1	1	
非常勤						保育補助 パート 1		調理補助 パート 1		2

(常勤職員 15 人のうち保育士 2 人育休取得中)

2. 保育の計画

- ・ 保育指針に基づき子どもや家庭の状況、地域の実態などを考慮し、長期的な見通しをもった計画を立て保育に取り組む。
- ・ 計画的に保育環境を見直し、防災防犯並びに感染症対策を含めた園児の安全確保に努める。
新型コロナウイルス感染症により柔軟な対応を常に考え、さまざまな工夫や新たな試みを実行し、利用する保護者や子どもたちに安心感を与える。
- ・ 自ら考え活動できる子どもを目指し、子ども自身の意欲を大切にする保育を考えていく。

3. 事業計画

- ・ 新型コロナウイルス等の感染症に留意し、保護者や地域、学校と連携し地域の保育園として子育て支援を行う。また、子どもたちの可能性や発達を大切にし、保育園生活を明るく楽しく元気に過ごせるように保育を展開していく。

月	行事名	参加対象者
4月	入園お祝い会	全園児 保護者
	父母の会総会	保護者
	内科検診	全園児
5月	春の交通安全教室（交通指導員依頼）	5,4,3 歳児
6月	松寿荘デイサービスとの交流会	5 歳児
	むし歯予防衛生教育（健康推進課）	5,4,3 歳児
	歯科検診	全園児
	総合避難訓練	全園児
	保育参観日	5 歳児
7月	雫石町消防演習出演	5,4 歳児
	保育参観日	4 歳児
	七夕会	全園児
	西山ふれあいサロンとの交流	5 歳児
	夏まつり（さんさ太鼓、ゲーム等）	全園児
8月	よしゃれ祭り	5 歳児
	収穫祭	5,4,3 歳児

	行 事 名	参加対象者
9月	防災の日 避難訓練	全園児
	運動会	全園児
	松寿荘デイサービスとの交流会	5歳児
	保育参観日	3歳児
10月	内科検診	全園児
	ハロウィン	全園児
	秋の交通安全教室（交通指導員依頼）	5,4,3歳児
	5歳児保護者と個人面談	5歳児の保護者
11月	総合避難訓練	全園児
	西山キッズ発表会	全園児
12月	西山ふれあいサロンとの交流	5歳児
	クリスマス会	全園児
1月	水木団子作り（八区老人クラブ）	5,4,3歳児
	お店屋さんごっこ	全園児
2月	西山雪まつり	5,4,3,2歳児
	豆まき会	全園児
3月	ひな祭り会	全園児
	防災訓練（大地震）	全園児
	お別れ会	全園児
	卒園式	5歳児と保護者
	修了式	4,3,2,1,0歳児

以上の事業計画のほか、実施する事業

<多様な保育の提供>

- ・延長保育事業
- ・一時預かり事業（一人親世帯は負担額が無料）
- ・乳児保育
- ・障害児保育事業

<毎月の行事>

- ・避難訓練
- ・誕生会
- ・食育集会
- ・身長体重測定

<各種教室>

- ・カワイ体育教室（5・4・3・2歳児）
- ・英語教室
- ・サッカー教室

4. 子育て支援と地域との連携

- (1) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。
- (2) 一人親世帯保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係を配慮して、養育力向上の助けとなるよう、適切に支援をする。
- (3) 子育て家庭への支援や老人クラブやふれあいサロンなどの交流を行い、地域に根差した保育園を目指していく。
保育園もまた、「子育て支援」に携わる様々な地域社会のサポートを受け、関係

を築いていく。

- (4) 小学校との連携を図り、園児がスムーズに小学校生活を送れるようスタートカリキュラムを考慮した保育を展開していく。
- (5) 年間を通して保育士資格取得のための実習、中高生の保育園体験、ボランティア活動の受け入れをする。

5. 環境の安全・感染症対策

- (1) 園庭の築山が危険なことから山を撤去し、安全な保育環境の整備を行う。
- (2) 固定遊具の施設内外安全点検(週1回職員点検・年1回専門業者が固定遊具点検)
- (3) 各クラスの保育と保育室の安全チェックリスト(月1回)
- (4) 乳幼児睡眠チェック表(呼吸とうつぶせ寝等点検)
乳幼児突然死症候群や、窒息などによる事故予防対策のため。
睡眠中は、乳児は5分間隔、1歳児は15分間隔に様子をみて記録する。
- (5) 使用したおむつは保育園で回収し消毒及び廃棄・・・毎日
- (6) 感染症や防犯対策のため、送迎時は玄関で子ども達の受け渡しをする。

6. 保健

- (1) 園児の身長・体重測定・・・毎月1回
- (2) 園児の内科検診・・・年2回 歯科検診・・・年1回
- (3) 全職員の健康診断(4月～12月) インフルエンザ予防接種(11月)
- (4) 体調チェックシートへの記入(職員)
- (5) 登園時、児童の体温を「おがーるスマートシステム」で検温し時間も明記することが可能となる。

7. 危機管理

- (1) 令和5年に「西山保育園BCP」を策定し、大規模災害時の発生において児童、職員及びその家族の安全を確保しながら保育の継続を図ることを目的とし整備する。
- (2) 「西山保育園安全計画」を策定したことにより、園児の安全確保に関する取り組みを計画的に実施する。
定期的に施設設備等の安全点検を行うとともに、園外活動等における児童に対する安全確保のための指導、保育所保育指針等の法令や園児の安全確保に関するマニュアルや法令、関係機関からの事務連絡等を参考にし、安全確保に努める。
- (3) 「おがーるシステム」を導入したことにより登降園の時間を把握し、検温の状況をデータ化して健康管理に努める。
新型コロナウイルスやインフルエンザ感染症等の感染状況をシステムを利用して保護者に一斉送信するなど情報の提供に努める。
- (4) 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ保育園内外の安全点検に努める。安全対策のために「西山保育園危機管理マニュアル」を全職員が共通理解し、園児、保護者、職員の生命及び健康を守る。

- (5) セコム株式会社に保育園内外のセキュリティを依頼し、防犯カメラを門扉付近に取り付け、不審者などの防犯防止を図る。
- (6) 毎月の避難訓練の実施と防災食の備蓄。
- (7) 乳児には離乳食の個別対応、アレルギーをもつ園児にはアレルギー除去食を提供し、情報周知のため、毎月給食会議を行う。
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策、それに付随する事項はすべて岩手県中央保健所と雫石町の指示に従う。

8. 苦情処理

- (1) 保育園運営上における苦情の処理と解決方法については、社会福祉法人雫石町社会福祉協議会苦情処理体制設置要綱に基づき実施する。
 - ・ 苦情受付担当者・・・主任保育士 ・ 苦情解決責任者・・・園長
 - ・ 第三者委員・・・2名
- (2) 申出人又は責任者が第三者委員を必要とした苦情は、書面による苦情解決を図る。

9. 法人本体事務局との連携強化

- (1) 雫石町社会福祉協議会事務局と西山保育園との連携をとり、事務処理等について相互の連携の強化を図る。
- (2) 雫石町社会福祉協議会小規模保育園「にじいろ保育園」と子育て支援事業の周知を図り、連携により子育て環境の充実に努める。
- (3) 予算執行など適切迅速に処理するとともに、情報の把握の共有化を図りながら柔軟な対応に努める。
- (4) 施設の管理を厳格に行い、修繕箇所がある場合は事故につながらないように配慮する。修繕が必要な場合は、法人本体の事務局と協議を行いながら保育園の快適な環境を整備する。
- (5) 個人情報の保護について法人本体の事務局及び保育園間で適正な管理を行う。

10. 守秘義務

- (1) 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者の個人情報や記録等の取り扱いを厳守する。

11. 諸会議の開催

- (1) 雫石町が要請する会議に出席し町内の情勢を知り理解していく。保育園でも必要なことは情報発信していく。
- (2) 岩手県社会福祉協議会施設部会、岩手地区保育施設協議会、雫石町保育施設協議会等に参加し、職種間の連携を図りながら、研修や情報交換を通じて日々変化していく社会情勢に対応した保育を目指す。

12. 職員の資質向上

- (1) 施設長としての専門性を高め、保育園運営にかかわる様々な法令を遵守する。

- (2) 職員は体系的・計画的な保育士等キャリアアップ研修を受講し、自己研鑽に努める。
- (3) 職員会議や以上児会議・未満児会議を定期的を開催する。保育園運営について共有することにより職員の保育実践の質及び専門性の向上につなげる。
- (4) 園内研修を毎回開催し、身近な保育課題について学習し研鑽に努める。

13. 広報活動

広く地域や利用者等に、西山保育園の持つ保育資源を情報公開し、保育サービスを発信するために広報活動を充実する。

- (1) 社協だよりへの掲載・・・年3回
- (2) 園だより・・・月1回
- (3) クラスだより・・・年6回
- (4) 給食だより・・・月1回
- (5) 行事等のお知らせ・・・適宜
- (6) 「おがーるスマートシステム」を利用して保護者に毎月の行事やお知らせをアプリで送信している。

14. 施設整備

- (1) 園庭内の築山の土が雨や雪などで流され、岩石が露出して危険なことから、撤去し安全な場を提供する。
- (2) 西山保育園の屋根塗装工事の検討。

令和5年度 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会

小規模保育 にじいろ保育園 事業計画

I. 保育理念

にじいろ保育園は「児童憲章」「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」「子どもの権利条約」に基づき子どもの人権や主体性、個性を尊重した保育を行います。

- 子どもの最善の利益の保証
- 子どもの福祉の積極的な増進
- 保護者に信頼される温かな支援
- 地域の子育て支援の充実
- 専門職としての資質の向上

II. 基本方針

保育園は、「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」に基づいて養護、教育の意識を深め、子ども一人ひとりの家庭環境や発達過程等育ちを考慮し、質の高い保育を提供します。

保護者や地域の皆様と信頼関係を結び、子どもを取り巻く環境やニーズの変化に対応し、地域における子育ての支援を行います。

III. にじいろ保育園 保育目標 明るく！楽しく！元気よく！

1. いっぱいあそぶ
2. よくたべる
3. よくねむる

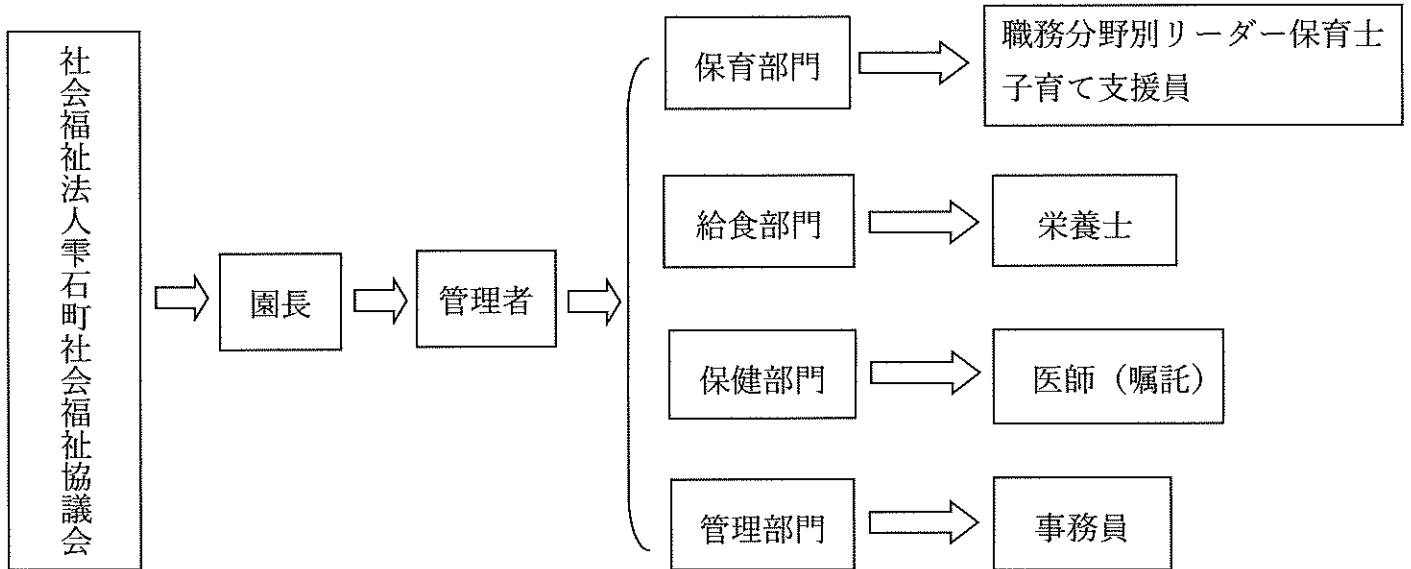
1. 施設の概要

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 施設名 | 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会 小規模保育 にじいろ保育園 |
| (2) 所在地 | 岩手県岩手郡雫石町上野上野沢 1-13 |
| (3) 電話FAX | 019-681-8282 |
| (4) 開園日 | 令和2年6月1日 |
| (5) 施設規模 | 建物 119㎡ 敷地面積 528㎡ |
| (6) 園児 | (定員10人) |

令和5年度4月1日からの児童受入予定数

入所児童数	0歳児	1歳児	2歳児	計
令和5年度	1人	4人	3人	8人

(7) 職員体制



(8) ○開所時間

午前7時15分～午後6時15分

○保育時間の区分

- ① 【保育標準時間】 ・保育時間 開所時間内の11時間
- ② 【保育短時間】 ・保育時間 開所時間内の8時間まで
 ・延長保育時間 保育時間内の8時間を越えた時間～午後6時15分まで

(9) 職員

(単位：人)

職名	園長	管理者兼保育士	職務分野別リーダー保育士	保育士	子育て支援員	栄養士	事務員	医師嘱託
常勤	0	1	1	1				
備考	西山保育園兼務				保育補助パート2	西山保育園兼務	西山保育園兼務	2

(常勤職員3名)

2. 保育の計画

- ・保育指針に基づき子どもや家庭の状況、地域の実態などを考慮し、長期的な見通しをもった計画を立て保育に取り組む。
- ・計画的に保育環境を見直し、防災防犯並びに感染症対策を含めた園児の安全確保に努める。
新型コロナウイルス感染症により柔軟な対応を常に考え、さまざまな工夫や新たな試みを実行し、利用する保護者や子どもたちに安心感を与える。
- ・小規模保育ならではの家庭的な雰囲気の中で、一人一人を慈しみ、人に対する信頼感を育み、子ども自身の意欲を大切に保育を考えていく。

3. 事業計画

- ・新型コロナウイルス等の感染症に留意し、地域の保育園として子育て支援を行う。また、子どもたちの可能性や発達を大切にし、保育園生活を明るく楽しく元気に過ごせるように保育を展開していく。

実施する事業

<毎月の行事>

- ・避難訓練 ・誕生会 ・身長体重測定

4. 子育て支援と地域との連携

- (1) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。
- (2) 一人親世帯保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係を配慮して、養育力向上の助けとなるよう、適切に支援をする。
- (3) 子育て家庭への支援を行い、地域に根差した保育園を目指していく。保育園として「子育て支援」に携わる様々な地域社会のサポートを受け、関係を築いていく。
- (4) 地域のふれあいサロンとの交流を図る。

5. 環境の安全・感染症対策

- (1) 施設内外の安全点検（週 1 回職員点検）
- (2) クラスの保育と保育室の安全チェックリスト（月 1 回）
- (3) 乳幼児睡眠チェック表(呼吸とうつぶせ寝等点検)
乳幼児突然死症候群や、窒息などによる事故予防対策のため。
睡眠中は、5 分間隔に様子をみて記録する。
- (4) 快適な保育環境の整備と、園庭への遊具の追加を行う。
- (5) 使用したおむつは保育園で回収し消毒及び廃棄・・・毎日
- (6) 感染症や防犯対策のため、送迎時は玄関で子ども達の受け渡しをする。

6. 保健

- (1) 園児の身長・体重測定・・・毎月 1 回
- (2) 園児の内科検診・・・年 2 回 歯科検診・・・年 1 回
- (3) 全職員の健康診断（4 月～12 月） インフルエンザ予防接種（11 月）

7. 危機管理

- (1) 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ保育園内外の安全点検に努める。
- (2) 毎月の避難訓練の実施と防災食の備蓄。
- (3) 乳児には離乳食の個別対応、アレルギーをもつ園児にはアレルギー除去食を提供する。給食は西山保育園から搬入のため、栄養士と連携をとり、情報の共有を行う。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策、それに付随する事項はすべて岩手県中央保健所と雫石町の指示に従う。
- (5) 令和5年に「にしいろ保育園BCP」を策定し、大規模災害時の発生において児、職員及びその家族の安全を確保しながら保育の継続を図ることを目的とし整備する。
- (6) 「にしいろ保育園安全計画」を策定したことにより、園児の安全確保に関する取り組みを計画的に実施する。
定期的に施設設備等の安全点検を行うとともに、園外活動等における児童に対する安全確保のための指導、保育所保育指針等の法令や園児の安全確保に関したマニュアルや法令、関係機関からの事務連絡等を参考にし、安全確保に努める。

8. 苦情処理

- (1) 保育園運営上における苦情の処理と解決方法については、社会福祉法人雫石町社会福祉協議会苦情処理体制設置要綱に基づき実施する。
 - ・苦情受付担当者・・・管理者　・苦情解決責任者・・・園長
 - ・第三者委員・・・2名
- (2) 申出人又は責任者が第三者委員を必要とした苦情は、書面による苦情解決を図る。

9. 法人本体事務局との連携強化

- (1) 雫石町社会福祉協議会事務局としいろ保育園との連携をとり、事務処理等について相互の連携の強化を図る。
- (2) 雫石町社会福祉協議会「西山保育園」と子育て支援事業の周知を図り、連携により子育て環境の充実に努める。
- (3) 予算執行など適切迅速に処理するとともに、情報の把握の共有化を図りながら柔軟な対応に努める。
- (4) 施設の管理を厳格に行い、修繕箇所がある場合は事故につながらないように配慮し、修繕が必要な場合は、法人本体の事務局と協議を行いながら保育園の快適な環境を整備する。
- (5) 個人情報の保護について法人本体の事務局及び保育園間で適正な管理を行う。

10. 守秘義務

- (1) 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者の個人情報や記録等の取り扱いを厳守する。

1 1. 諸会議の開催

- (1) 雫石町が要請する会議に出席し町内の情勢を知り理解していく。保育園でも必要なことは情報発信していく。
- (2) 岩手県社会福祉協議会施設部会、岩手地区保育施設協議会、雫石町保育施設協議会等に参加し、職種間の連携を図りながら、研修や情報交換を通じて日々変化していく社会情勢に対応した保育を目指す。

1 2. 職員の資質向上

- (1) 職員は体系的・計画的な保育士等キャリアアップ研修を受講し、自己研鑽に努める。
- (2) 外部研修を活用の他に、職員会議や園内研修を定期的に関催する。保育園運営について共有することにより職員の保育実践の質及び専門性の向上につなげる。

1 3. 広報活動

広く地域や利用者等に、西山保育園の持つ保育資源を情報公開し、保育サービスを発信するために広報活動を充実する。

- (1) 社協だよりへの掲載・・・年3回
- (2) 給食だより・・・月1回